

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
第 4 章 監査の結果 ・委託契約の監査結果 1 , 委託契約事務の仕組みについての指摘事項等 見積み合わせ等について < 意見 -1> 複数年にわたり1者と継続して契約している随意契約は個別には施行令の条件に該当するものもあるが、他者の辞退理由を分析し P D C A サイクルを効かして、次回の選定に際し業者選定の透明度をできるだけ上げ、競争性を確保するように努められたい。	平成 30 年 2 月 1 日付で、委託契約における適正な契約事務の徹底について通知を行い、その中で、結果的に 1 者のみの応札・応募が続いている案件については、各局の委託審査委員会において、理由の分析、競争性を高めるため選定方法の見直し等を検討するように周知した。（行財政局）	措 置 済
< 意見 -2> 数者見積りで応札 1 者という契約であれば競争性が確保されていても外形的には特命随意契約であるとも見られかねない。応札者が複数になるまでホームページで公表することを検討されたい。	委託契約における競争入札の拡大の検討と併せて、契約結果のホームページでの公表を進める方向で検討する。（行財政局）	措 置 方針
< 意見 -3> 非公募型の企画提案方式の採用は限定的・例外的であるべきことを周知徹底されたい。また、採用後は随意契約である事から、参加者数で応札 1 者という結果であれば競争性が確保されていても外形的には特命随意契約であるとも見られかねない。非公募型の場合は応札者が複数になるまでホームページで公表することを検討されたい。	平成 29 年 9 月に策定された「委託に関するプロポーザル方式実施ガイドライン」において、公募型を原則とすること、その選定結果をホームページ上で公表することが規定している。 なお、指名型プロポーザル方式の結果の公表に関しては、契約結果のホームページでの公表を進める方向で検討する。（行財政局）	措 置 方針
特命随意契約について < 意見 -4> 原課からすれば特命随意契約は基本的に受託者の見積書をそのまま委託額として採用せざるを得ないとの認識である。またどのような積算のもとに算出された見積りであるのかも、把握する必要がないとしている。そのため実績確認も不要又は不可能との見解である。しかし、予算統制は存在しているため一定の制約が存在していると主張する。 他方、監査人からすれば公金の支出であるが故に支出額の算定について、その根拠が明確に説明できない委託契約は締結すべきでなく、当該行政サービスは直営で行うか、それが不可能であれば取りやめるべきものであると考えている。原課の言う予算統制は、前年度の予算編成時に受注見込み先からあらかじめ見積書を入手し、指名したい業者の見積書で予算を編成し、その業者が確実に受注できる環境を事前に整備するという手順になっている。特命随意契約となると、包括外部監査人や市民等の第三者からその予定価格、委託額の妥当性が一切明確とならない現状は、不適切な事例発生の温床にもなりかねず、問題があると言わざるを得ない。 今回の個別の委託契約に関する監査結果において、見積額	特命随意契約は、契約の相手方でないと目的を達することができないものであり、見積書の評価については困難な面もあるが、平成 30 年 2 月 1 日付で、委託契約における適正な契約事務の徹底について通知を行い、特命随意契約の予定価格の設定にあたっては、できる限り積算作業を行うことが望ましいこと、それが困難で事業者の見積りを参考にする場合は、1 者のみからの見積りを安易に採用するのではなく、当該業務のこれまでの実績の精査など、可能な限り情報を収集して適切に行うことを周知した。（行財政局）	措 置 済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
および実績確認の指摘事項等が特命随意契約に多いが、全く相反する原課と監査人の認識であり、認識の溝が埋まらなかった。しかし、内部統制制度の構築が喫緊の課題である今日において、予定価格を的確に算定しないまま業者の見積書の内容を受け入れるという原課の判断で特命随意契約としての委託契約事務が適切に遂行できているという主張では市民に対する十分な説明ではないことは明白である。その契約事務に内部統制制度の整備が要請されているのである。 今後、特命随意契約に対して首長の指示のもと、どのような内部統制制度を構築し、それに対してどのようなモニタリングを行えば有効性の評価として十分であると立証できるのか、換言すれば特命随意契約の事務事業に対してリスクの把握・評価・対応、モニタリング及び改善のPDCAサイクルをどのように構築するのかを早急に検討すべきことに留意されたい。		
委託保証金について <意見-5> 委託審査委員会での審議事項とするなど判断主体およびその判断理由についての客観的な根拠資料を整備しておくべきである。各部局に判断を任せているとはいえども、実績を確認した等の免除の判断の資料を文書化すべきことに留意されたい。	平成 30 年 2 月 1 日付で、委託契約における適正な契約事務の徹底について通知を行い、その中で、契約金額が 1,000 万円以上かつ履行期間が 31 日以上契約に対して契約保証金を免除する場合は、その判断の根拠資料を文書で保存しておくことを周知した。 (行財政局)	措 置 済
情報システムの調達について <意見-6> 見積合わせによる随意契約となる理由として仕様書が具体的・一義的に記載できない場合が挙げられているが、調達ガイドラインによると、調達仕様書は、調達後に余計な費用がかからないように、また、要望どおりのシステムが調達できるように、調達仕様書として必要な情報は網羅的かつ具体的に記載し、あいまいな要求、要件を排除することが必要とされる。システム調達にあたっては特に仕様書が具体的・一義的に記載できない事はあってはならず、一義的になるまで内容を詰めるべきである。 システム調達では、たとえ導入時には安価であっても、ライフサイクルコストが多額となるケースも発生する。システム調達に当たっては、厳格に「神戸市情報システム調達ガイドライン」に則って行われるべきあり、総合評価落札方式を採用する事が望まれる。	本市では、業務所管課が適正な手続きに基づいて品質の高い情報システムを調達できるよう、平成 21 年度に「神戸市情報システム調達ガイドライン」を策定している。 また、平成 26 年度には「情報システム調達審査委員会」を設置し、業務所管課が新たな情報システムを調達する際に、情報化戦略部が予算要求の段階から関与する庁内手続きを整備している。審査項目には調達単位や調達方法も含めており、適正な手続きに基づいて情報システムの調達が行われるよう、契約監理課とともに指導・助言をしている。 新たな情報システムの調達に際しては、あいまいな要求・要件を排除し、契約後のトラブルを回避するためにも仕様書の作成が必須であり、事業者の選定にあたっては価格と技術の両方を評価できる総合評価落札方式の一般	措 置 済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
	競争入札か公募型プロポーザル方式によることが好ましいと考えており、これまでも上記の取り組みをしてきているが、今後はこれまで以上に、「情報システム調達ガイドライン」や「情報システム調達審査委員会」の手続きが徹底されるよう、庁内の情報システム担当者向けの研修等の機会を最大限活用し、より一層、周知を徹底する。 (企画調整局)	
委託契約事務のあり方について < 指摘事項-1 > 現行の請負・委託での競争入札分散型システムには内部統制上の重要な不備がある。個別委託契約の類型（委託契約でなくその他請負である）類型の指摘事項（委託契約ではあるが競争入札すべきもの）がその具体例である。 現状はシステム調達とWTO特定調達は総合評価一般競争入札を原課で行わなければならないが、ヒアリングの結果、少なくとも各局には競争入札が浸透していない。また浸透させるべき契約監理課が入札になじまないとして競争入札を拒否した以下の事案もある。 (環境局) ・管理番号31：布施畑処分場等浸出水管理計画及び建設改修基本設計業務 ・管理番号32：平成28年度第1次クリンセンター事後調査業務 ・管理番号33：長尾山処分場長期的排水管理等検討及び施設改修基本設計業務 (建設局) ・管理番号12：河川モニタリングカメラシステムの構築（更新）及び運営管理業務 原課に競争入札のノウハウがなく、その結果として神戸市のいう随意契約を選択せざるをえない。必然的に神戸市のいう随意契約を選択せざるをえない流れではあるが、より本質的な問題は、競争入札できないものが委託契約であるとされ、随意契約を採用することに疑問を持っていないことにある。請負・委託の契約種類の判定と競争入札採用・不採用の区別は別のものであるはずだが、委託審査委員会でも両者の判別ができておらず、競争入札の方法を選択する監督機能が発揮されていない。入札を回避して法的根拠のない見積合せを行うという致命的な地方自治法違反を組織的に犯す委託契約事務の執行制度が構築されている。 競争入札案件は確実に競争入札を実施し、随意契約の中で競争入札すべき契約を皆無にする仕組みが地方自治法に沿った委託契約事務を処理する内部統制制度である。その構築責任は首長にある（地方自治法、第150条第1項）。 契約監理課は、すべての契約案件を同課に集中し、競争入	平成30年2月1日付で、委託契約における適正な契約事務の徹底について通知を行い、その中で、委託と請負の区別を明確にするため、請負として経理契約を行う契約類型を明示した上で、所管課においては業務内容を十分確認し、委託審査委員会においても審査を徹底するよう周知した。 (行財政局)	他 の 方 法 で 対 応

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
札の可能性を高度な専門性で識別し、同課ですべての競争入札を実施するべきである。競争不可能な地方自治法上の随意契約案件のみを原課で執行することになる。契約種類の判定の前に競争入札可能かどうかを第一に判定することこそが地方自治法の「契約の方法」の考え方に準拠するものである。直ちに委託契約事務の再構築を行わなければ、違法状態を漫然と放置することになる。		
・ 個別の委託契約の監査結果 1 , 企画調整局 < 指摘事項-2 > 仕様書に示された成果物の一部（作業報告書）の提出を受けることなく検査合格とされていた。委託の検査及び履行確認においては委託した事務事業が適正に遂行されたことを確認する必要がある。	システムの改修業務において、仕様書に示された成果物の一部の提出を受けることなく検査合格としていたのは、本市が希望する内容のシステム改修が確実に実施され、問題なくシステムが稼動していることを実際に職員が確認しているからであるが、監査での指摘後、委託先事業者に対し、改めて未提出の成果物の提出を促し、平成 30 年 3 月に納品を確認した。 今後は、必要な成果物を見直し、成果物の納品確認を徹底する。 （企画調整局）	措 置 済
< 指摘事項-3 > 本件につき、神戸市スポーツ施設予約システム改修業務委託について委託先の一般財団法人関西情報センターは㈱ニッセイコムに再委託しているにもかかわらず再委託承諾依頼書が提出されていない（委託事務の執行の適正化に関する要綱第13条第2項第6号）。今後、適正な事務手続きが必要である。	再委託を承諾するにあたり、再委託承諾依頼書の受理ができていなかったのは、当該システムの運用保守業務の契約時に再委託承諾依頼書を受理しており、その後のシステム改修業務の契約時にも、改めて再委託承諾依頼書の提出が必要であるということを認識できていなかったことが原因である。 監査での指摘を受け、関係職員に対し所属長より説明及び指導を行うとともに、委託先事業者に対し、改めて再委託承諾依頼書の提出を促し、平成 30 年 3 月に受理した。 今後、再委託を伴う契約をする場合は、契約ごとに再委託承諾依頼書を受理するよう徹底する。 （企画調整局）	措 置 済
< 指摘事項-4 > 仕様書に示された一部の納品物の提出を受けることなく検査合格とされていた。委託の検査及び履行確認においては委託した事務事業が適正に遂行されたことを確認する必要がある。	主たる業務の履行が確認できたため、付随的業務である録画映像の納品を待たずに検査合格としたことが原因であった。なお、指摘を受け、実際に全ての業務の完了の確認を行った日付で履行	措 置 済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
	確認日を訂正済みである。 今後、同様の誤りが生じないよう、所属内で周知徹底した。 (企画調整局)	
2、行財政局 <意見-7> 特命随意契約の場合には諸事情から特定の業者に事務事業を委託せざるを得ないものであり、受託者からすれば必ず自らに契約の依頼が来るものである。そうであれば委託価格設定の主導権も競争入札と比べると圧倒的に受託者側にあると考えざるを得なく、その意味で公金の使用先として委託価額のより明確かつ客観的な積算根拠が必要である。本件の場合、見積額が積算算出されているが項目ごとに一式になっているものの合計にすぎず、見積額の客観性に欠ける。予定価格を積算により設定すべきことに留意されたい。	平成 30 年度の契約にあたり、予定価格を積算により設定した。 (行財政局)	措 置 済
<意見-8> 当ビルは昭和45年8月完成時に財団法人 神戸市都市整備公社がかかわったことから、昭和57年3月31日に神戸市に売却してからなお継続して市と公社が関わっているものである。関連して、別途多額の組合費(第19節負担金)の支出も発生している。書庫にこのような多額の支出が必要であるか否かを慎重に検討し、施設の処分も含めて、契約の内容を見直されたい。	現在、引継文書書庫としては、本件書庫のほか、市役所 2 号館地下 1 階にあるが、市役所 2 号館地下 1 階の書庫だけではすべての引継文書を収蔵することができず、一部を本件書庫に収蔵している。 今後、市役所本庁舎の建替えにあわせた書庫の確保や、遊休施設の転活用、あるいは民間書庫の利用等も視野に入れ、本件書庫のあり方を検討していきたい。 (行財政局)	措 置 方針
<指摘事項-5> この契約内容は受託者の特別な知識・技術によることなく、一般的な印刷技術を持っている多くの業者が成しえるものである。それであるが故に「見積合せ」という価格競争だけで業者を選定している。 本件は価格のみによる競争が可能なものであり競争入札を実施すべきである。	本件は、毎年度発生する業務であり、平成 24 年度までは競争入札を行っていたが、契約監理課から「デザインを業者から複数案提示させるやり方は、業務内容を仕様書で具体的かつ一義的に明示できるものではないため、経理契約になじまない」という旨の見解が示されたのを受け、平成 25 年度以降は税制課で見積合せを行っている。 後は、今回の監査結果を受けた契約監理課における委託契約の検討に応じて、適切に対応していく。 (行財政局)	措 置 方針
<指摘事項-6> 当該契約は従来直営で行っていた業務を始めて外部委託したものであり、予定価格135,000千円と高額で、選定評価委員会の審査も行っている。仕様も一義的であり手続き的にはほぼ競争入札である。手数をいわず当初から地方自治法	当該契約は平成 31 年 3 月に契約期間が満了するため、次回は総合評価落札方式(競争入札)で実施する予定である。(行財政局)	措 置 方針

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
の原則である競争入札を選択すべきである。		
3、市民参画推進局 < 指摘事項-7 > 神戸市の復旧に関する元契約の仕様書は、別紙 1 作業仕様一覧表の復旧内容で「詳細は設置管理者と調整のこと」と指示している。業務受託者が元契約作業を終了するには施設管理者と調整することが必要であるが、それを怠っていたのであれば元契約受託者に復旧の責任が生じる。また、設置料を収受していた施設管理者の方でも設置を許可すれば当然生じるであろう程度の欠損等であれば施設管理者自らが原状復帰を行う場合も有りうる。 神戸市が全額負担することになった経緯が不明確である。クレーム対応措置は責任の所在がどこにあったかを確実に文書化し行政責任の範囲を履歴として残さなければならない。神戸市側に全面的な非があるとして原状回復契約を締結しているがその経緯が不明であり、3 者協議を行うべきであった。	仕様書には、床清掃程度の軽微な復旧しか記載しておらず、内容が不十分であったため、元契約受託者による復旧がなされなかったと思われる。 今後同様の契約を行う予定はないが、もし発生する場合は、契約方法及び仕様書の記載内容について改善する。 （市民参画推進局）	措置 済
< 指摘事項-8 > 公共建築物定期点検業務は一定の有資格者がなしえる業務で、かつ有資格者であれば一定の点検水準結果が当然に期待できるものである。実際に市の業者選定方法も見積合せにより価格だけで選定しており、仕様書も詳細なものである。また、市内業者に限っても65者ほどの当該業務対応可能な者が存在している。 当該契約は委託契約であっても競争入札で業者選定すべきものである。	平成 30 年度から経理契約を実施する事は、現在使用している仕様書の改定の必要があり難しいが、引き続き、「神戸市公共建築物定期点検仕様書」を所管する住宅都市局と調整・協議の行い、経理契約をする方向で進めていきたいと考えている。 （市民参画推進局）	措置 方針
< 指摘事項-9 > 平成26年度と平成27年度の2回を通じて受託可能業者は7者と多数が認定される。加えて両年度とも見積合せという契約方法により、価格だけで業者を選定している。業務の内容のすべて明示されていないからその他請負契約になじまないという考えもあるが、案内の仕方までを仕様書に明示する必要はない。「おもてなしの心と品位を持って、礼儀正しく、笑顔で挨拶や会釈をするとともに、的確できめ細かく、親切丁寧に対応すること」(仕様書 9、服務規律等)で十分である。それであれば故に、これまでに企画提案方式によらず、また人材派遣会社に限定せず当然神戸市の要求水準を満たすであろう業者であるという前提で価格だけの見積合せを行ってきたものであった。 本件契約は委託契約ではなく、その他請負契約(経理契約)として競争入札方式で取り扱うべきものである。	現在、本件契約は平成 32 年 9 月 30 日までの長期継続契約となっており、次回の契約予定日である平成 32 年 9 月 15 日において経理契約を実施できるよう、契約監理課と協議を行う予定である。 （市民参画推進局）	措置 方針
4、保健福祉局 < 意見-9 > 「委託事務の執行の適正化に関する要綱」第15条によれば、事業実績報告書の提出を求め、事業実績報告書は、委託事業の成果が具体的な記録や写真により確認できるものでなければならないと規定している。この点について、本委託業務は、事業実績報告書として、委託先である 3 社より詳細	臨時福祉給付金制度は、全国一律の給付金制度であるが、平成 30 年度以降実施の予定はなく、対応の必要性はなくなった。 なお、今後、同様の業務を行う場合、仕様書に具体的な事業実績	措 置 済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
な月次報告書及び年次報告書が提出され事業成果が確認されている。 しかしながら、仕様書においては、目的、業務内容、履行場所、業務実施場所・日についての記載はあるものの、業務報告に関して具体的な報告内容や報告時期が記載されていない。今後は、仕様書においても事業成果を確認するため、具体的な事業実績報告書の提出を求めることを明記することに留意されたい。	報告書の提出の明記に留意したい。 (保健福祉局)	
<指摘事項-10> 「委託契約における随意契約の公表(平成25年2月4日、行財第1395号)」によれば、契約額が100万円を超える特命随意契約については、案件名称、契約日、契約の相手方、契約金額、随意契約理由、担当部署をホームページにて公表することとされている。本委託契約はこれに該当するが公表されていない。今後は、適切な手続きを行うべきである。	左記通知について、周知徹底がされていなかったため、ホームページに公表されていなかった。 平成29年11月再確認及び周知を図るとともに、指摘事項については、12月にホームページへ掲載済みである。 今後、同様の手続き漏れが生じないよう、局として、四半期ごとに照会及び周知を行い漏れが生じないよう対応する。 (保健福祉局)	措 置 済
<指摘事項-11> 「委託契約における随意契約の公表(平成25年2月4日、行財第1395号)」によれば、契約額が100万円を超える特命随意契約については、案件名称、契約日、契約の相手方、契約金額、随意契約理由、担当部署をホームページにて公表することとされている。本委託契約はこれに該当するが公表されていない。今後は、適切な手続きを行うべきである。	左記通知について、周知徹底がされていなかったため、ホームページに公表されていなかった。 平成29年11月再確認及び周知を図るとともに、指摘事項については、12月にホームページへ掲載済みである。(保健福祉局)	措 置 済
<指摘事項-12> 「委託契約における随意契約の公表(平成25年2月4日、行財第1395号)」によれば、契約額が100万円を超える特命随意契約については、案件名称、契約日、契約の相手方、契約金額、随意契約理由、担当部署をホームページにて公表することとされている。本委託契約はこれに該当するが公表されていない。今後は、適切な手続きを行うべきである。	左記通知について、周知徹底がされていなかったため、ホームページに公表されていなかった。 平成29年11月再確認及び周知を図るとともに、指摘事項については、12月にホームページへ掲載済みである。(保健福祉局)	措 置 済
<意見-10> 委託先から配食事業者に対して配布されている「神戸市配食サービス事業マニュアル」によれば、安否確認について、「配送時には、確実に安否確認を行うとともに、利用者とコミュニケーションをはかるよう努めること、不在時には、「不在時の対応」に従い、連絡・確認作業を行い、所定の手続きをとること、異常を発見した場合には、「異常時の対応」に従い、連絡・確認作業を行い、適切に対応すること」が記載されている。 しかしながら、市は委託先から安否確認状況について、委託先から日報や配達時記録等に関する資料等を入手してい	配食事業者から委託先には不在時や異常時の報告があるが、委託先から定例的に安否確認状況の報告を受けていなかった なお、本委託事業は平成28年7月で終了し、平成28年8月より委託先であった神戸市社福祉協議会が自主事業として継続実施し、市の補助事業となったが、平成29年度末で事業を廃止し	他 の 方 法 で 対 応

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
ない。今後は、委託先から安否確認状況の報告を入手されたい。	た。(保健福祉局)	
<指摘事項-13> 「委託事務の執行の適正化に関する要綱」第16条によると、「検査員の報告に基づき、委託した事務事業が適正に履行されたかどうかを確認しなければならない」と規定しており、また委託契約約款第8条(検査)によると、「委託業務の給付の検査は、委託先からの履行届兼検査合格報告書の提出があった日から10日以内に行う」とされている。 本委託業務における納品書兼検査調書(履行届兼検査合格報告書)を確認すると、委託業務の件名、納入(履行)年月日、検査員等及び立会人の職名及び氏名(押印)、検査合格年月日、納期(履行期)限についての記載がない。今後は、契約の履行を確認するため、適切な手続きを行うべきである。	納品書兼検査調書の記載・押印が漏れていた。なお、本調書に平成29年10月3日ヒアリングで漏れが判明した後、記載・押印した。 本委託業務は平成28年7月で終了したが、他の委託業務では調書作成時に確認を徹底し、再発防止に努めている。(保健福祉局)	措 置 済
<指摘事項-14> 委託契約第4条によれば、市の書面による事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託してはならないと規定している。 本委託業務においては、平成28年4月1日付で委託先より次の再委託承諾申請書が提出されている。市はこれに基づき申請内容が再委託を承認する基準を満たしているか審査し書面による再委託承諾の通知を行うことになるが、この書面による再委託承諾の通知を失念している。今後は、適正な手続きを行うべきである。	指摘を受け、今年度分より書面による再委託承諾の通知を行った。 担当者間の事務連絡の不備が原因であったため、今後は同様の間違いが生じないように委託先からの書類は複数の担当者で確認することとした。(保健福祉局)	措 置 済
<意見-11> 読影医出務費に係る委託料は、委託先からの請求書(@20,700円×2人×読影回数129回)により、履行確認し精算処理を行っている。 読影医出務費については、契約条項第10条(実施状況の報告)において、「月ごとの業務の実施状況を市に報告し、検査を受けなければならない」とされており、具体的な報告資料として一年間の「(1)読影委員会の開催回数及び出務した読影医委員の氏名等」を求めているが、月ごとの執務実績を求めている。今後は、契約条項どおりの月ごとの業務状況の報告を受けるように見直しを検討されたい。	委託先である神戸市医師会と契約条項について再確認し、平成29年度中の月ごとの業務状況報告についても提出を受け、改めて検査を行った。(保健福祉局)	措 置 済
<指摘事項-15> 契約事務手続規程第13条によれば、その他請負について、「目的、方法、程度等が具体的かつ一義的に明示されている」契約をいうと規定されている。 市の説明によれば、本業務については、設備等の動作確認のみでなく、専門の見地から施設保全是正に関する意見や設備更新に関する判断等をしていただく必要があるため、委託契約としている旨の確認を住宅都市局建築技術部保全課に行っているとのことである。 しかしながら、本業務は、基本的に公共建築物の法定定期点検であり、点検検査項目、点検の方法・進め方、報告書作	本業務は神戸市では委託業務として取り扱っていたが、指摘を踏まえ、平成30年度より経理契約(その他請負契約)に改める。(保健福祉局)	措 置 方針

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
成方法等が仕様書において具体的かつ詳細に明示されている。それ以上の意見や判断が専門的見地から必要と認められる業務については、別契約として検討することで十分対応が可能である。すなわち本業務については、「目的、方法、程度等が具体的かつ一義的に明示されている」ため、委託契約ではなく、経理契約(その他請負)に該当するものである。経済性、公平性の観点から、競争入札を行うべきである。		
< 指摘事項-16 > 本業務については、見積合せにおいて価格のみによる業者の選定を行っていることから明らかなように業務内容を仕様書においても「目的、方法、程度等が具体的かつ一義的に明示でき」価格のみによる競争が可能な契約であると考えられる。したがって、委託契約ではなく、経理契約(その他請負)に該当するものであり、経済性、公平性の観点から、競争入札を行うべきである。	今回の指摘を踏まえ、平成 30 年度契約分より競争入札に変更した。他の業務についても見直しを行い、競争入札にすべきものは変更を行った。（保健福祉局）	措 置 済
< 指摘事項-17 > 本委託業務における特命随意契約理由として「神戸市外国語大学消費生活協同組合は、本学の開設前から同業務を委託しており、外国語大学での実績をはじめ、信頼のおける業者である」ことをあげている。しかしながら、業務内容から判断すると代替する業者がいはいえ、同様の業務に精通した業者は、多数存在し他の民間業者でも十分対応可能な業務であるといえる。 安易に競争原理を排除した例外的な契約方法である特命随意契約とするのではなく、競争性、公平性の観点から、競争入札あるいは見積合せによる業者選定方法を検討されたい。	今回の指摘を踏まえ、平成 30 年度委託契約より、見積合せにより業者選定を行った。（保健福祉局）	措 置 済
5、こども家庭局 < 指摘事項-18 > 神戸市では再委託を行う場合は、事前に受託者側から神戸市長宛に「再委託承認願」を提出し、承諾にあたっては委託審査委員会で審議することになっている（委託事務の執行の適正化に関する要綱第13条第2項第6号）。また再委託契約の締結がある場合は、契約書のコピーを後日提出することになっている。 上記のように、株式会社ママスクエアはオフィス仕様の改修をコクヨマーケティング株式会社に再委託しているが、「再委託承認願」も提出されておらず、神戸市も受領していない。また委託審査委員会の審議もなされていない。更に、再委託先との契約書のコピーも提出されておらず、神戸市も受領していない。 委託事務の執行の適正化を図るために、手続きの順守を図るべきである。	委託業務のうち「オフィス仕様の改修」について、株式会社ママスクエアの事業範囲に該当しない業務であることは予見できたにも関わらず、事前に再委託の有無を確認することを失念しており、手続きに過誤が生じることとなった。 定款等の資料により委託先事業者の事業範囲や資格を十分に確認するとともに、事前に委託先事業者と十分に連絡をとったうえで契約を締結するよう、周知徹底した。（こども家庭局）	措 置 済
< 指摘事項-19 > 担当課では、当事業が「政府調達に関する協定」の対象事業であることは認識されてはあったが、こども家庭局事務事業委託審査委員会へ提出する同議案の記載に一部不備が見られ、神戸市のホームページで公表される「委託契約にお	随意契約の根拠として、特例政令と地方自治法施行令を併記していたこと及びホームページの根拠を誤っていた原因は、特例政令を根拠に随意契約を行った場	措 置 済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
ける特命随意契約の結果について」で事実と異なる記載がなされている。 当該契約は、原則として一般競争入札をしなければならない。例外として、随意契約ができる場合として、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（特例政令）」第11条第1項各号に該当する場合に限定されている。なお、当該規定には、「地方自治法施行令第167条の2第1項2号（その性質又は目的が競争入札が適しないもの）が準用されていない。 当事業では、随意契約で株式会社野村総合研究所に発注している。こども家庭局事務事業委託審査会議案で、「4（2）随意契約を行う予定である場合、法令に定められている事由（地方自治法施行令第167条の2第1項各号、又は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める政令第10条第1項各号）のいずれに該当するか。」で、特例政令第11条各号で受審しなければならないのに、両規定を根拠に受審されている。また、上記ホームページの公表で、「地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当」と記載されている。 適正な契約手続が望まれる。	合、地方自治法施行令も根拠とすることは出来ないという認識が不足していたためである。 30年2月20日、所属長から関係職員に事案内容の説明及び指導を行うとともに、起案者のみならず承認者においても、事案ごとに周知徹底を行った。 審査委員会の場においても同様の間違いが生じないように受診の際にチェックすべき項目について改めて確認を行った。 なお、ホームページで公表している特命随意契約の結果については、30年2月1日に修正を行っている。（こども家庭局）	
6、環境局 ＜指摘事項-20＞ 仕様書に示された企画事業に係る実績報告書の提出を受けることなく検査合格とされていた。委託の検査及び履行確認においては委託した事務事業が適正に遂行されたことを確認する必要がある。	リサイクル工房ろっこうは、平成29年3月31日をもって閉鎖した。 なお、類似施設においては、実績報告書による事務事業の履行確認を行っているが、今後も履行確認を徹底していく。（環境局）	他 の 方 法 で 対 応
＜指摘事項-21＞ 本件委託業務のうち相談指導業務の範囲が同協会から提出された見積書と委託業務実施報告書との間で乖離が生じており、委託業務実施報告書の内容から推察すると実質的に同協会がおこなっている事業にかかる費用を補助したものといえる。本件は不当な委託契約であり、補助金として支出すべきである。	一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会の自主事業である産業廃棄物の適正処理に係る相談指導業務と本市からの同相談指導委託事業との関係が不明確と監査人が解される点について、現在、関係機関と協議を行っており、平成30年度末までに委託内容の見直しを行う予定である。（環境局）	措 置 方 針
7、経済観光局 ＜指摘事項-22＞ 本件は委託契約として契約締結している。この点、市の説明では地番錯綜により調査対象となる土地の位置関係、周辺所有者の状況が複雑かつ不明瞭であり、仕様書に調査項目や条件を落とし込むことが困難であること、また追加調査等の突発的事象が発生する可能性が高いことから、その他請負ではなく委託契約としたとしている。 しかし、本件業務は契約内容から通常の測量業務の範疇であり、契約事務手続規定第13条3項「測量および地質調査」に該当することから、その他請負契約として手続すべきである。	本件業務は、契約内容から通常の測量業務の範疇であり、その他請負契約として手続すべきであると指摘いただいているが、地番錯綜による複雑かつ不明瞭な土地の位置関係により、測量業務の他、周辺所有者や関係機関との調整を仕様を含めていることから、本件は委託契約として手続をすることが適正であると考えている。 今後も適正な契約手続をすべく、関係課と協議の上で手続	他 の 方 法 で 対 応

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況																								
	を行う。（経済観光局）																									
<指摘事項-23> 当該業務は物品調達業務と各戸への配布業務とが組合わさった業務であり、契約形態で見れば物品購入契約とその他請負契約（契約事務手続規程（経理契約）第13条1号）にあたる。 この点、市の説明では「水稲共済損害防止事業の目的は、市内畜産農家の家畜糞尿を原料とする袋詰め完熟堆肥を水稲共済加入者へ配布し、水稲の生育に好適な土づくりを促すことで、共済事故の防止を図ることとともに、農薬及び化学肥料の使用量低減と資源循環を推進することである。そのため、市内の畜産農家により適正な飼養衛生管理のもと飼養されている牛の排泄物を原料として製造された完熟堆肥を調達し、かつ、農閑期の限られた期間に堆肥配布該当者約2800戸へ、効率的に配布することができる地理的情報をもち合わせる必要があるとして「専門的な情報、知識又は技術を活用しなければならない」に該当するため委託契約である（委託事務の執行の適正化に関する要綱第4条第1類型）」としている。 しかし、一般にも販売されている完熟堆肥を調達し、約2,800戸の決められた農家に配布することが同条項に示される「専門的な情報、知識又は技術」にあたるとするのは拡大解釈であるといえよう。したがって具体的かつ一義的な仕様書内容であり、委託契約ではなく経理契約として競争入札すべきである。	水稲共済損害防止事業は、平成30年度より廃止となったため、対応の必要性がなくなった。 なお、指摘事項につきまして、今後、その他の課内の契約事務処理の際に、「委託事務の執行の適正化に関する要綱」などを確認し、再発防止に努め適切な事務処理を行う。（経済観光局）	他 の 方 法 で 対 応																								
8、建設局 <意見-12> 見積合せで比較しているのは、出勤費や深夜出勤費、待機料の単価を単純に合計した単価合計である。 （円/時間） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出勤 A</td><td>15,800</td><td>16,000</td></tr> <tr> <td>深夜 A</td><td>21,200</td><td>21,500</td></tr> <tr> <td>出勤 B</td><td>20,500</td><td>20,800</td></tr> <tr> <td>深夜 B</td><td>28,800</td><td>29,000</td></tr> <tr> <td>待機</td><td>580</td><td>600</td></tr> <tr> <td>待機 深夜</td><td>880</td><td>900</td></tr> <tr> <td>単価合計</td><td>87,760</td><td>88,800</td></tr> </tbody> </table> しかし実際には各単価に時間を乗じたそれぞれの金額の合計が執行額になることは言うまでもない。平成28年度の実績では、待機（通常・深夜）併せて6,816時間に対して、出勤 A 313.5時間、深夜 A 126時間、出勤 B 67.5時間、深夜 B 37.5時間であった。 単価の単純合計は合理的な比較方法とは言えない。過去実績に基づく出勤時間から設計比率を算出する等、合理的な基準で比較すべきであることに留意すべきである。		平成 27 年度	平成 28 年度	出勤 A	15,800	16,000	深夜 A	21,200	21,500	出勤 B	20,500	20,800	深夜 B	28,800	29,000	待機	580	600	待機 深夜	880	900	単価合計	87,760	88,800	平成 30 年度契約より、過去の実績に基づき予定数量を算出のうえ、予定数量に単価を乗じた額を積算し、その合計で比較を行った。（建設局）	措 置 済
	平成 27 年度	平成 28 年度																								
出勤 A	15,800	16,000																								
深夜 A	21,200	21,500																								
出勤 B	20,500	20,800																								
深夜 B	28,800	29,000																								
待機	580	600																								
待機 深夜	880	900																								
単価合計	87,760	88,800																								
<指摘事項-24> 当契約は随意契約の理由を地方自治法施行令第167条の2	当業務は、交通事故や自然災害等への緊急対応を行うものであ	措 置 方針																								

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況																														
第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」としている。しかし、意見-12で述べたように設計比率等を用いて業務量を設計し、請負契約とした上で、合計額での競争入札を行うべきである。	る。このことから、業務規模や緊急対応の内容が様々で、現場に応じて最善策を判断し、対応する必要がある、業務内容を詳細に決定できないため、委託契約が望ましいと考えているが、請負契約とすることができるか契約方法について、契約監理課と協議のうえ検討していく。 (建設局)																															
<意見-13> 平成28年10月1日の兵庫県の最低賃金は819円である。当契約の待機区分にかかる単価はこれを大きく下回っている。当契約は委託契約であり、最低賃金制度の適用外ではある。しかし、委託契約の受託者側は常に待機用に1名確保する必要がある、待機時間であっても、労働法上の扱いとしては、任務から解放されない以上、労働時間として認定されることとなる。 当契約に際して委託先が労働法や最低賃金制の違反をしない限り採算が成り立たないような低廉な単価設定を神戸市が求めるならば、それ自体が不当な強圧性を発生させかない。指摘事項-24の通り、契約自体を請負契約とし、最低制限価格を設ける等、契約内容を見直す必要があることに留意すべきである。	本契約における待機の業務内容は、神戸市から緊急連絡があった場合に、迅速に現場確認および処置ができる体制を確保することで、本業務に拘束されるものではない。平成30年度契約より、このような業務内容については、仕様などで分かり易く示すなどの改善を行った。 神戸市としては、委託契約業者に委託契約約款第3条において労働基準法等の法令遵守を求めており、委託契約業者の労働者への給与支払いについては、最低賃金に抵触しないよう委託契約業者と労働者として雇用契約を行っているものと考えているが、最低制限価格を設けること等ができる請負契約とするかといった契約方法については、契約監理課と協議のうえ検討していく。 (建設局)	措 置 方針																														
<意見-14> 見積合せで比較しているのは、出勤費や深夜出勤費、待機料の単価を単純に合計した単価合計である。 (円/時間) <table border="1" data-bbox="225 1559 890 1895"> <thead> <tr> <th></th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>出勤A</td><td>8,750</td><td>8,750</td></tr> <tr><td>深夜A</td><td>11,540</td><td>11,540</td></tr> <tr><td>出勤B</td><td>14,230</td><td>14,230</td></tr> <tr><td>深夜B</td><td>18,560</td><td>18,560</td></tr> <tr><td>出勤C</td><td>25,380</td><td>25,380</td></tr> <tr><td>深夜C</td><td>31,020</td><td>31,020</td></tr> <tr><td>待機</td><td>600</td><td>600</td></tr> <tr><td>待機 深夜</td><td>830</td><td>830</td></tr> <tr><td>単価合計</td><td>110,910</td><td>110,910</td></tr> </tbody> </table> しかし実際には各単価に時間を乗じたそれぞれの金額の合計が執行額になることは言うまでもない。平成28年度の実績では、待機（通常・深夜）併せて6,816時間に対して、出勤A（深夜含む）97.5時間、出勤B 23時間（深夜B実績な		平成27年度	平成28年度	出勤A	8,750	8,750	深夜A	11,540	11,540	出勤B	14,230	14,230	深夜B	18,560	18,560	出勤C	25,380	25,380	深夜C	31,020	31,020	待機	600	600	待機 深夜	830	830	単価合計	110,910	110,910	平成30年度契約より、過去の実績に基づき予定数量を算出のうえ、予定数量に単価を乗じた額を積算し、その合計で比較を行った。 (建設局)	措 置 済
	平成27年度	平成28年度																														
出勤A	8,750	8,750																														
深夜A	11,540	11,540																														
出勤B	14,230	14,230																														
深夜B	18,560	18,560																														
出勤C	25,380	25,380																														
深夜C	31,020	31,020																														
待機	600	600																														
待機 深夜	830	830																														
単価合計	110,910	110,910																														

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
し) 出勤C 12時間(深夜C実績なし)であった。 単価の単純合計は合理的な比較方法とは言えない。過去実績に基づく出勤時間から設計比率を算出する等、合理的な基準で比較すべきであることに留意されたい。		
<指摘事項-25> 当契約は随意契約の理由を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」としている。しかし、意見-14で述べたように設計比率等を用いて業務量を設計し、請負契約とした上で、合計額での競争入札を行うべきである。	当業務は、交通事故や自然災害等により電気設備に不具合があった場合の緊急対応を行うものである。このことから、業務規模や緊急対応の内容が様々で、現場に応じて最善策を判断し、対応する必要がある、業務内容を詳細に決定できないため、委託契約が望ましいと考えているが、請負契約とすることができるか契約方法について、契約監理課と協議のうえ検討していく。(建設局)	措 置 方針
<意見-15> 平成28年10月1日の兵庫県の最低賃金は819円である。当契約の待機区分にかかる単価はこれを大きく下回っている。当契約は委託契約であり、最低賃金制度の適用外ではある。しかし、委託契約の受託者側は常に待機用に1名確保する必要がある、待機時間であっても、労働法上の扱いとしては、任務から解放されない以上、労働時間として認定されることとなる。 当契約に際して委託先が労働法や最低賃金制の違反をしない限り採算が成り立たないような低廉な単価設定を神戸市が求めるならば、それ自体が不当な強圧性を発生させかない。指摘事項-25の通り、契約自体を請負契約とし、最低制限価格を設ける等、契約内容を見直す必要があることに留意すべきである。	本契約における待機の業務内容は、神戸市から緊急連絡があった場合に、迅速に現場確認および処置ができる体制を確保することで、本業務に拘束されるものではない。平成30年度契約より、このような業務内容については、仕様などで分かり易く示すなどの改善を行った。 神戸市としては、委託契約業者に委託契約約款第3条において労働基準法等の法令遵守を求めており、委託契約業者の労働者への給与支払いについては、最低賃金に抵触しないよう委託契約業者と労働者として雇用契約を行っているものと考えているが、最低制限価格を設けること等ができる請負契約とするかといった契約方法については、契約監理課と協議のうえ検討していく。(建設局)	措 置 方針
<意見-16> ホームページで公表することを検討されたい。 意見-2を参照。	ホームページの公表について、契約監理課の方針が示され次第、これに従い適切に対応していく。(建設局)	措 置 方針
<指摘事項-26> 建設資材等の市場価格の実態調査は、他の自治体においても(財)建設物価調査会と(財)経済調査会が受託先として有力ではあるが、両者での一般競争方式や総合評価落札方式等での入札で選定されているケースが多い。総合評価方式での入札が可能である案件に対し、委託内容が調査であるため	他の自治体の入札方法を参考に、一般競争入札等による業者選定方法を検討していく。(建設局)	措 置 方針

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
に委託契約だとして、随意契約とするのは適切ではないもの と考える。業者選定方法について再検討する必要がある。		
< 指摘事項-27 > 上記契約に関し、受託者は仮設撤去工事については株谷森 工務店へ、警備については日本機動警備㈱へ再委託してい る。 再委託を行う場合には受託者からの承諾申請書および再 委託の承諾が必要となるが、再委託については、例外的なも のであり、事態を把握することなく無制限に認めるべきで はないことから、仕様書上に記載があった場合においてもその 有無及び実施内容についてより明確に把握するために、再委 託申請書を徴取し、その可否について検討した結果を通知す る必要がある。 本件では上記の再委託の手続きが行われていない。今後、 適正な事務手続きが必要である。	平成 30 年 3 月、担当課長から 関係職員に本指摘内容を説明し、 委託業務を発注する際、再委託の 有無を委託業者へ確認し、再委託 を行う場合は、再委託申請書を徴 取し、その可否について検討した 上で、再委託の条件を付して書面 による承諾（再委託承諾書）する よう、周知徹底した。（建設局）	措 置 済
9、住宅都市局 < 指摘事項-28 > 委託事務審査委員会議案書では、業者選定理由として「指 定確認検査機関は、建築基準法に基づく検査、住宅の品質確 保の促進に関する法律に基づく検査等、木造住宅に関する高 い技術的ノウハウを有するとともに、中立的な立場での現場 審査を行うことが可能である」と記載されている。 しかし、仕様書も具体的かつ一義的に作成されており、当 該業務は見積合わせではなく競争入札を実施するべきであ る。	指摘のあった当該業務は、住宅 耐震化促進事業補助金の執行に 伴い実施しているものである。 平成 29 年 4 月より、本補助金 の執行管理を見直し、より一体 的・効率的に行う観点から、補助 金の受付・審査業務とあわせて、 一般財団法人神戸すまいまちづ くり公社（すまいるネット）に委 託して対応することとした。 （住宅都市局）	他 の 方 法 で 対 応
< 指摘事項-29 > 個別ヒアリングでは、電気事業法第43条第1項に「事業用 電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持 及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定め るところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のう ちから、主任技術者を選任しなければならない。」と記載さ れていることを、見積合せによる業者の選定理由であるとの 説明を受けた。 しかし、価格のみで業者を選定していることから、当該業 務は見積合わせではなく競争入札を実施するべきである。	平成 30 年度以降の契約更新に あたり、本市に指名登録のある電 気工作物の保安管理業務を扱う 全ての法人に声を掛けたが、技術 者が不足していることもあり、多 数の施設を受託できる者がなか った。そのため、318 施設を 39 契約に細分化し、4 者での見積合 わせを行った。その結果、平成 30 年度からの契約については 39 件全てを個人の主任技術者が受 託することになった。 3 年後（平成 33 年度）の契約 更新に当たっては、主任技術者不 足等の業界の状況を考慮しつつ、 確実に主任技術者を確保でき、か つ競争性の高い契約を行いたい と考えている。競争入札の実施も 含めた「競争参加者の設定方法」 及び「落札者の選定方法」を検討 する。 （住宅都市局）	措 置 方 針

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
10、みなと総局 <指摘事項-30> 市は経理契約できない理由として地方自治法施行令167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」を挙げている。 この点、所管課の見解として、「台風が襲来した際の作業内容は、作業員が現地の地形や利用状況等を確認し、その場で予想される被害状況を判断し、対策を講じる必要がある。具体例として土嚢を積みあげる際、神戸港内の潮位は接近する台風の進路や大きさ等により、場所ごとに異なる。現地で潮の高さや波浪の向き等を確認したうえで、土嚢の設置延長や高さ・方向を決定する必要があるが、これらの作業内容を仕様書に記載することは不可能である。緊急時の作業員については、災害時の作業員の確保を事前に依頼するため下請け業者を事前に決める必要があるが、夜間や緊急時には市の判断を仰ぐ時間の余裕もない為、その時期や作業量は元請けである受託者の判断にまかせる必要がある。緊急時の作業員についても同じく仕様書に記載することは不可能であり、経理契約になじまない事業である。」との回答を得ている。 しかし、土嚢の高さや場所、作業員の細やかな作業全てを仕様書に記載しなければ、経理契約にできないとは考えられない。同様の契約で経理契約の上、競争入札を行っている例は存在する。したがって、委託契約ではなく、経理契約(その他請負)に該当するものであり、経済性、公平性の観点から、競争入札を行うべきである。	平成 30 年度より経理契約による入札を行うため、現在、設計書を作成中である。(みなと総局)	措 置 方 針
<意見-17> 市は過去 5 年間に於いて、継続して㈱セブレ24が受託しており、また簡易プロポーザル方式によって業者選定を行っているとしている。平成28年度の状況は以下のとおりである。5 社のうち 4 社が辞退している。簡易プロポーザル方式を採用しているが、企画提案応募依頼を行っている 5 社のうち 4 社が辞退している。この点、市は辞退届を入手しているものの、辞退理由書については入手しておらず、正確な辞退理由を把握していない。プロポーザル方式を採用していたとしても、競争性が働くようにすることが望ましい。辞退理由を適切に把握し、競争原理を取り入れるようにされたい。	平成 29 年度契約の業者選定に至るまで、応募を辞退する際の辞退届は自由書式とし記載内容を指定していなかったため、辞退理由の記載の有無についてばらつきが生じていた。 平成 30 年度契約の候補事業者向け応募案内においては、辞退届への辞退理由の記載を必須とする旨の注意書きを案内文書に加えたうえ、平成 30 年 3 月下旬に発送した。また、注意書きがあるにもかかわらず辞退理由未記載の辞退届を提出した候補事業者には、辞退理由記載のうえ再提出させた。 来年度以降も同様の対応を行っていく。(みなと総局)	措 置 済
<意見-18> 当契約は形式的には簡易プロポーザル方式による選定としているが、外形的には特命随意契約であると見られかねない。特命随意契約かつ契約金額が100万円超の契約についてはホームページで公表するよう検討されたい。	応札 1 者となっている指名型プロポーザル方式の結果の公表に関しては、契約監理課において委託契約全体について取り扱いを検討していると聞いており、そ	措 置 方 針

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
意見-3を参照。	れに従って適切に事務を行ってまいりたい。 (みなと総局)	
11、消防局 <意見-19> 消防局保有車両は毎年常時整備しなければならないものであるが、トラック大手4者が辞退又は不参加で、結局1者により21年間継続して業務を委託するという結果となっており、全く競争原理が働いていない。これは仕様書で単年度契約でありながら、消防局整備工場において検査員2名を含む自動車整備士5名以上を配置することとなっていることが原因である。受託者の雇用者5名を単年度契約で常時配置するのは来年の保証すらなく経営リスクが高すぎるわけである。 本件契約は毎年必ず必要な市民の安心安全を確保するインフラ整備に関する業務であり、その業務を競争状態に置くためできるだけ長い複数年度契約を導入すべき時期であることに留意されたい。	単年度契約の例外である長期継続契約は、市条例等で対象が定められており、当該契約がその対象となりうるか改めて契約監理課へ確認した。回答としては、長期継続契約の対象は限定されており、当該契約は該当しないとの回答であった。 そのため、債務負担行為による予算措置を行うことで対処が可能かどうか検討する。(消防局)	措 置 方針
<意見-20> ホームページに公表することを検討されたい。 意見-2を参照。	ホームページの公表について、契約監理課の方針が示され次第、これに従い適切に対応していく。 (消防局)	措 置 方針
12、教育委員会事務局 <意見-21> 再委託の承認手続きについて 事務局における再委託の承認手続きは次の通りである。 <pre> graph TD A[受託者] -- "再委託先承諾申請書等 (*1)" --> B[教育委員会事務局] B -- "<課長決裁> 第三者履行の承諾について (*2)" --> C[再委託承認通知書等 (*3)] C --> A </pre> 受託者への再委託承認通知書等(上記(*3))については、行財政局契約監理課において例示はされているが、様式は定められていないため、各課において個々の承諾申請書(上記(*1))に基づき承諾内容を明示した書面を作成し、通知している。このため、同じ受託先でも契約件名と再委託先しか記載していない課もあれば、受託者が遵守すべき事項を明確に記載している課もあり、同じ受託先に対しては記載事項を合わせるなど事務局内において再委託承諾通知書の統一的な運用を検討することが考えられる。	教育委員会事務局内において通知文「委託契約事務の取扱いについて(平成29年12月5日付)」を発出し、再委託の手続きについて注意喚起を行った。その中で、再委託承諾書等の書式については、原則行財政局が例示している様式を使用するよう周知した。 (教育委員会事務局)	措 置 済
<指摘事項-31> 委託契約においては、受託者が自己の責任において委託業	教育委員会事務局内において通知文「委託契約事務の取扱いに	措 置 済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
務を完全に履行することが原則であり、再委託は例外的なものである。このため、受託者が再委託を行う場合には、事前に事務局に対して再委託に関する承諾申請書を提出する必要がある、また、事務局は受託者に対して再委託の可否について検討した結果を通知する必要がある。 本件では、受託者から再委託に関する承諾申請書を受理しているが、受託者に対して再委託の可否について検討した結果を通知していない。このため、再委託承諾に関する手続きが適切に行われずに、委託業務が完了している。再委託については、例外的なものであり、事態を把握することなく無制限に認めるべきではないことから、再委託承諾に関する手続きを徹底して運用する必要がある。	について(平成29年12月5日付)」を発出し、再委託の手続きについて注意喚起を行った。 また、所属内において今後委託契約について再委託承諾申請書を受理した場合、承諾通知書を交付するよう周知した。 (教育委員会事務局)	
<指摘事項-32> 委託料の支払いについて、の契約では神戸市はアサヒブリテック株式会社に対して総額1,081千円(変更後1,032千円)を支払うとしている。一方、の契約では「委託料は、甲(神戸市)が別途収集運搬契約を締結するアサヒブリテック株式会社に収集・運搬委託手数料と処分委託手数料を一括して支払う。アサヒブリテック株式会社はこの中から乙(野村興産株式会社)へ処分委託手数料を支払うものとする」と定めている。つまり、野村興産株式会社と直接契約をしているにもかかわらず、委託料については再委託の場合と同じくアサヒブリテック株式会社に対して一括して支払うものとされている。このように委託料について契約の相手先ではなく第三者に対して支払う契約を締結することは、3者間における金銭授受の問題にもなりかねず適切ではない。 なお、の契約については神戸市の標準的な委託契約書と異なる様式の契約書を用いていたため、標準的な委託契約書を用いていればこのような委託料に関する非定型文の記載を防止できたことが考えられる。	平成29年度の契約から神戸市標準の委託契約書を用いるとともに、委託料の支払いについても個々の業者ごとに支払いを行うこととした。(教育委員会事務局)	措 置 済
<指摘事項-33> 委託期間について、の契約では「平成29年2月1日から平成29年3月31日までとする」と記載されているが、の契約ではこれに加えて「ただし、期間満了の1ヶ月前までに、当事者の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件でさらに1年間更新されたものとし、その後も同様とする」とする自動更新条項が追記されている。しかし、地方自治法第232条の3には「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法定又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」とあり、契約その他の行為は予算の金額の範囲内で行われなければならないとされている。このため、後年度予算の裏付けがない状態で後年度における契約の継続を約束する自動更新条項を設けることはできない。 なお、の契約については神戸市の標準的な委託契約書と異なる様式の契約書を用いていたため、標準的な委託契約書を用いていれば自動更新条項などの非定型文の記載を防止できたことが考えられる。	平成29年度の契約から神戸市標準の委託契約書を用いており、自動更新条項を設けていない。 (教育委員会事務局)	措 置 済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
< 指摘事項-34 > 委託契約においては、受託者が自己の責任において委託業務を完全に履行することが原則であり、再委託は例外的なものである。このため、受託者が再委託を行う場合には、事前に事務局に対して再委託に関する承諾申請書を提出する必要がある。また、事務局は受託者に対して再委託の可否について検討した結果を通知する必要がある。 本件では、受託者から再委託に関する承諾申請書を受理しているが、受託者に対して再委託の可否について検討した結果を通知していない。このため、再委託承諾に関する手続きが適切に行われずに、委託業務が完了している。再委託については、例外的なものであり、事態を把握することなく無制限に認めるべきではないことから、再委託承諾に関する手続きを徹底して運用する必要がある。	教育委員会事務局内において 通知文「委託契約事務の取扱いについて(平成29年12月5日付)」を発出し、再委託の手続きについて注意喚起を行った。 また、所属内において今後委託契約について再委託承諾申請書を受理した場合、承諾通知書を交付するよう周知した。 (教育委員会事務局)	措 置 済
< 指摘事項-35 > 委託契約においては、受託者が自己の責任において委託業務を完全に履行することが原則であり、再委託は例外的なものである。このため、受託者が再委託を行う場合には、事前に事務局に対して再委託に関する承諾申請書を提出する必要がある。また、事務局は受託者に対して再委託の可否について検討した結果を通知する必要がある。 本件では、契約期間は「契約締結日から平成32年12月31日まで」となっているが、再委託に係る期間は「平成26年6月16日より平成27年3月31日まで」となっており、契約期間と再委託期間が一致していない。これは、契約日(平成26年6月16日)に受託先から再委託承諾申請書を受理し、再委託の承認をしたが、申請書における再委託期間が「平成26年6月16日より平成27年3月31日まで」となっていたためである。本来であれば、平成27年4月1日に改めて再委託承諾申請書を受理し、再度再委託の承認手続きを取るべきであったが、再委託期間の確認が不十分であったため、受託先から再委託承諾申請を受理していないにもかかわらず、平成27年4月1日以降も従来と同内容の再委託が継続していた。再委託については、例外的なものであり、事態を把握することなく無制限に認めるべきではないことから、再委託承諾に関する手続きを徹底して運用する必要がある。	教育委員会事務局内において 通知文「委託契約事務の取扱いについて(平成29年12月5日付)」を発出し、再委託の手続きについて注意喚起を行った。 また、指摘事項を受け、委託業者からの再委託申請を受理し、平成30年3月19日に承諾を行った。 今後は事務処理上で同様の誤りが発生しないよう、所属内においてチェックをするための契約一覧表に再委託に関する項目を追加し、確認を徹底する。 (教育委員会事務局)	措 置 済
< 指摘事項-36 > 委託契約における随意契約の公表(平成25年2月4日 行財第1395号)により、平成25年4月1日から契約金額が1,000千円を超える特命随意契約については、案件名称・契約日・契約の相手方・契約金額・随意契約理由・担当部署について神戸市のホームページに掲載することになっている。 しかし、本件に関しては契約金額が21,360千円と1,000千円を超えているにもかかわらず、神戸市のホームページに掲載されていない。地方自治法では、地方公共団体の契約方法は原則として競争入札であり、随意契約は地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できるとされていることから、随意契約の締結について契約の公正性や透明性をより高め、	1,000 千円を超える特命随意契約のうち、公表されていないものを確認し、ホームページに掲載した。 また、該当する契約のホームページへの掲載について、契約担当課と総務課において二重のチェックを行うこととした。 (教育委員会事務局)	措 置 済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
市民に対する説明責任を明確にするためにも、委託契約における随意契約の公表に関する取扱いを徹底して運用する必要がある。		
<指摘事項-37> 設計監理業務の契約は委託契約とその他請負契約があり、目的、方法、程度等が具体的かつ一義的に明示できる業務は、その他請負契約になる。 本件では、その他請負契約として相手先と製造その他請負契約書を締結しているが、支出科目はその他請負契約の場合に処理すべき第12節役務費ではなく委託契約の場合に処理すべき第13節委託料となっている。本件は、その他請負契約のため、支出科目はその他請負契約の場合に処理すべき第12節役務費とすべきである。	支出の際、その他請負契約であるにもかかわらず委託契約と誤認して支出したことが事務処理の誤りにつながった。今後このようなことがないように、契約形態に基づく適正な支出科目で執行を行うよう所属内で注意喚起を行った。（教育委員会事務局）	措 置 済
<意見-22> 長期継続契約については、「神戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する要綱」及び「神戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」の事務取扱いにおいて、次のように定められている。 「神戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する要綱」 （長期継続契約として契約する場合における契約期間の基準） 第4条（略） 2（略）長期継続契約として契約する場合におけるその契約期間は、3年以下の範囲内において定めるものとする。（以下略） 3 前2項の規定にかかわらず、行財政局長が特に必要があると認めるときは、これらの規定に規定する範囲を超えて契約期間を定めることができるものとする。 「神戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」の事務取扱い 第4条第3項に係る契約期間については、案件ごとに契約監理課に協議を行う。 所管課は契約監理課と事前協議の上、行財政局あて適用の承認を依頼するものとし、行財政局において、その内容を審査し、行財政局長が適用の可否について決定することとする。 ・長期継続契約適用案件承認依頼書 ・長期継続契約適用結果通知書 本件は、専用のオリジナルのシステム開発を行ったもので、平成23年度に総合評価落札方式一般競争入札を行ったうえで、平成24年1月から5年間の運用保守契約を行っており、平成28年度（平成29年1月）から、同システムのバージョンアップと併せてさらに5年間の保守運用契約を行うために、契約期間を5年とする長期継続契約としている。そして、契約期間が3年を超えるため、所管課である教育委員会事務局は、上記事務取扱いに従い、行財政局長あてに長期継続契約適用案件承認依頼書を提出し、行財政局長から長期継続契約を承認する旨を記載した長期継続契約適用結果通知	今後、同様の契約を行う際には、承認依頼書に個別具体的に理由を記載することとした。 （教育委員会事務局）	措 置 済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
書を受理している。しかし、長期継続契約適用案件承認依頼書には、契約期間を5年間とする理由として「本件相手業者は期間について60ヵ月を希望している。これは、情報システム運用・保守業務の一般的な契約期間である。」としか記載されておらず、前述したような趣旨が明確に記載されていない。また、長期継続契約適用結果通知書の「その他（否認とする理由、期間についての理由等）」においても何ら記載がされていない。3年を超えた契約期間とすることについて十分な協議が行われたことを担保するために、所管課である教育委員会事務局は承認依頼書において個別・具体的にその理由を記載し、また、行財政局においても結果通知書において承認した理由を記載することが望ましいと思われる。		
<指摘事項-38> 設計監理業務の契約は委託契約とその他請負契約があり、目的、方法、程度等が具体的かつ一義的に明示できる業務は、その他請負契約になる。 本件では、その他請負契約として相手先と製造その他請負契約書を締結しているが、支出科目はその他請負契約の場合に処理すべき第12節役務費ではなく委託契約の場合に処理すべき第13節委託料となっている。本件は、その他請負契約のため、支出科目はその他請負契約の場合に処理すべき第12節役務費とすべきである。	支出の際、その他請負契約であるにもかかわらず委託契約と誤認して支出したことが事務処理の誤りにつながった。今後このようなことがないように、契約形態に基づく適正な支出科目で執行を行うよう所属内で注意喚起を行った。（教育委員会事務局）	措 置 済
<意見-23> 平成26年度における3者での見積合わせでは、前回と同じ業者である神戸すまいまちづくり公社（以下、「公社」という）以外の2者は辞退している。一方、平成29年度における見積合わせでは、平成26年度から公社以外の見積先を変更したところ、1者辞退があったが、公社を含む3者から見積を入手することができ、公社以外の業者とより低い価格で契約を締結している。 今後は、見積先の選定に留意されたい。	今後も、平成29年度と同様に住宅都市局設備課の意見も参考にしながら、見積先の選定に留意する。（教育委員会事務局）	措 置 済
<意見-24> 長期継続契約では契約期間は3年以下の範囲内において定めるものとし、行財政局長が特に必要があると認めるときに限り3年を超えて契約期間を定めることができるとされている。長期継続契約との整合性を考慮すれば、本件のように単年度契約であっても3年を超える期間を前提としている場合には、長期継続契約と同様に行財政局長がかかわる仕組みを構築することが望ましいことに留意されたい。	本契約はあくまで単年度での契約の解消の権限や状況に応じた契約の見直しの権限を留保した単年度契約であるが、長期継続契約との整合性は考慮していく。（教育委員会事務局）	措 置 方針
<指摘事項-39> 委託契約においては、受託者が自己の責任において委託業務を完全に履行することが原則であり、再委託は例外的なものである。このため、受託者が再委託を行う場合には、事前に事務局に対して再委託に関する承諾申請書を提出し、事務局から承認を受ける必要があり、また、承認された範囲内においてのみ行うことができる。 本件では、受託者からの再委託に関する承諾申請書には、再委託先として（有）岡本設備設計、（有）エムイーアイ設	教育委員会事務局内において通知文「委託契約事務の取扱いについて（平成29年12月5日付）」を発出し、再委託の手続きについて注意喚起を行った。 また、再委託の承諾の手続きについて、今後は適切に行われるよう所属内で周知を行った。（教育委員会事務局）	措 置 済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
計事務所及び松田設備設計の3社が記載されていたが、業務完了後に受託者から受理した委託料精算書では、請負業者名として（有）設備企画AKEDO、（有）岡本設備設計、（有）エムイーアイ設計事務所及び松田設備設計の4社が記載されていた。このため、（有）設備企画AKEDOについては、事前の承諾がないにもかかわらず、再委託が行われており、再委託承諾に関する手続きが適切に行われずに、委託業務が完了している。再委託については、例外的なものであり、事態を把握することなく無制限に認めるべきではないことから、再委託承諾に関する手続きを徹底して運用する必要がある。		
<指摘事項-40> 委託契約における随意契約の公表（平成25年2月4日 行財第1395号）により、平成25年4月1日から契約金額が1,000千円を超える特命随意契約については、案件名称・契約日・契約の相手方・契約金額・随意契約理由・担当部署について神戸市のホームページに掲載することになっている。 しかし、本件に関しては契約金額が2,958千円と1,000千円を超えているにもかかわらず、神戸市のホームページに掲載されていない。地方自治法では、地方公共団体の契約方法は原則として競争入札であり、随意契約は地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できるとされていることから、随意契約の締結について契約の公正性や透明性をより高め、市民に対する説明責任を明確にするためにも、委託契約における随意契約の公表に関する取扱いを徹底して運用する必要がある。（教育委員会事務局総務部学校環境整備課）	1,000 千円を超える特命随意契約のうち、公表されていないものを確認し、ホームページに掲載した。 また、該当する契約のホームページへの掲載について、契約担当課と総務課において二重のチェックを行うこととした。 （教育委員会事務局）	措 置 済
<指摘事項-41> 委託契約においては、受託者が自己の責任において委託業務を完全に履行することが原則であり、再委託は例外的なものである。このため、受託者が再委託を行う場合には、事前に事務局に対して再委託に関する承諾申請書を提出する必要がある。また、事務局は受託者に対して再委託の可否について検討した結果を通知する必要がある。 本件では、受託者から再委託に関する承諾申請書を受理しているが、受託者に対して再委託の可否について検討した結果を通知していない。このため、再委託承諾に関する手続きが適切に行われずに、委託業務が完了している。再委託については、例外的なものであり、事態を把握することなく無制限に認めるべきではないことから、再委託承諾に関する手続きを徹底して運用する必要がある。	教育委員会事務局内において通知文「委託契約事務の取扱いについて（平成29年12月5日付）」を発出し、再委託の手続きについて注意喚起を行った。 また、所属内において今後委託契約について再委託承諾申請書を受理した場合、承諾通知書を交付するよう周知した。 （教育委員会事務局）	措 置 済
・指定管理料の監査結果 2、平成28年度の施設全体の指摘事項等 <指摘事項-42> 各指定管理者から年度毎に提出されている「管理に係る経費及び自主事業に係る経費の収支状況」（収支報告書）は施設により様式が全く不統一であり、不明瞭な様式で提出している施設も多い。 収支報告書がこのような状況であると指定管理料の妥当性の把握、指定管理者間の比較可能性、モニタリングの有効	施設の種類や指定管理者の法人格等については様々であることから、様式の統一は難しいと考えているが、適切な収支報告書が作成されるよう、記載を必要とする項目を整理したうえで、それらの項目を収支報告書に必ず設け	措 置 方針

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
性に支障が出る可能性があるため、指定管理運用マニュアル等で様式を統一するべきである。 またマニュアルには作成上の注意事項(自主事業との適切な区分、間接経費の適切な使用等)も記載した上で、適切な収支計算書が作成されるよう所管局が指導すべきである。	るようマニュアルに記載することを検討しており、平成 30 年度中に反映する予定である。 (行財政局)	
<意見-25> 事業計画の確認状況については、どの程度実施するか明確に決められておらず、市全体でみた場合には、ばらつきがみられるところである。 北須磨文化センターでは、指定管理者から提出された事業計画書について、年度ごと(および四半期ごと)の計画に落とし込んだチェックシートにより、四半期ごとに進捗状況を確認しており、適切なモニタリングがなされている事例といえる。 事業計画は指定管理の際の仕様書を反映したものであり、その履行状況の確認は重要なモニタリングの手続項目であることから、他の施設においても、同様のチェックシートにより事業計画の進捗の管理を詳細に行うようにされたい。	指摘にある北須磨文化センターの例については、チェックシートの作成やモニタリングをコンサルティング会社に委託をして実施しており、全く同様の方法を全施設に行うことは予算の面から難しいと考えている。 現在、指摘の事例も参考に、適切なモニタリングの手法について検討しており、平成 30 年度中に結論を出す予定である。 (行財政局)	措 置 方針
<意見-26> 公募にあたってはインセンティブ導入を検討し、非公募の場合は公募に準じるとしているが、公募・非公募に関わらず、どのような性格の施設がインセンティブを原則として導入すべきかの基準を明確にし、仮にその基準に該当している施設がインセンティブを採用しない場合にはその理由を明示すべきことを運用マニュアル等に規定することが望まれる。	平成 30 年度中に予定している「運用マニュアル」改定において、インセンティブ導入施設の基準及び導入しない場合の理由明示を規定する予定である。 (行財政局)	措 置 方針
<意見-27> 特定非営利活動法人や地域団体等については所管課では応募団体の管理運営能力を選定時に適切に把握するとともに、問題があると思われる場合や存続可能性に疑念が残る場合等には一般の民間事業者のケースよりもきめ細かい指導・サポートや実効性のあるモニタリングが必要になると思われることに留意されたい。	平成 30 年 5 月に予定している「運用マニュアル」改訂において、NPO・地域団体等に対する指導等についてきめ細かく行うよう記載する。 (行財政局)	措 置 方針
<意見-28> 「共同事業体結成届出書」には、「連帯して保証します」と記載されているが、共同事業体自体に法人格がないので、連帯「保証」ではなく連帯債務が正しいと思われる。 連帯債務は、重要な法律関係であるにもかかわらず、指定時に連名による書面の差し入れがされないのであれば、指定管理者協定書を連名にて記名押印する形式に改めるのが最も良いと思われる。	平成 30 年 5 月に予定している「運用マニュアル」改訂にあわせて、「共同事業体結成届出書」にあるの「連帯して保証します」という記載を、「連帯して債務を負う」という記載に変更する予定である。 (行財政局)	措 置 方針
3、平成28年度の施設別の監査結果 保健福祉局 しあわせの村 <意見-29> 指定管理者制度は、公募で行うことが原則とされており、その趣旨は、公募により幅広い団体に応募を促し競争する環境を整えることであるが、市としてはそのような環境を整えていく責任があると考える。	平成 29 年度より、しあわせの村全体のあり方検討を進めている。 その中で、しあわせの村全体のマネジメント機能強化を図るた	措 置 方針

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
そのためには、より積極的なインセンティブ制度を導入することや、投資計画によっては指定期間をより長期間に設定すること、また公募のやり方について現状分析を行い柔軟に見直していくこと等により、公募がより競争的となるよう検討されたい。	め、最適な指定管理方法も検討しており、引き続き、次期指定期間に向けて、検討を行ってまいりたい。 (保健福祉局)	
こども家庭局 港島児童館 <意見-30> 港島児童館の案件では決裁書に指定管理料の増加額の根拠も増加理由も記載がないまま変更契約書が承認されている。今後導入される内部統制制度のモニタリング機能を活かすためには、丁寧な文書化が必要であることに留意されたい。	港島児童館だけでなく、市内全ての児童館の指定管理料について、増減する場合は、その理由を決裁書に記載するよう改めた。 (こども家庭局)	措 置 済
経済観光局 ものづくり工場 <意見-31> 3期目の指定管理者の公募の際に、1者が登録辞退をしており、結果として公募1者の形で指定管理者が選定されている。これについて、応募団体の辞退理由についての調査を行い、内容を分析し、仕様書の見直しを行う等、次回以降の公募の際に活かしていくようにされたい。	3期目の公募の際の辞退理由については、条件があわないため辞退されている。仕様書については、通常の管理業務の内容で特別な業務を含めず、応募者に工場の利用率向上や活性化・魅力づくりなどの提案を受ける形としている。 次期指定管理者の選定にあたっては、管理業務の現状と仕様書を再度確認し、インセンティブのあり方などを検討する。 (経済観光局)	措 置 方針
<意見-32> 指定管理者制度の趣旨に鑑みると、滞納管理等の業務についても指定管理者の主たる業務範囲として、民間の力を活用し、コスト削減を図るとともに、より効果的・効率的な回収を行っていくようにされたい。 また滞納管理等の業務についても指定管理者の主たる業務とすることで、入居者の審査に伴って発生する滞納管理等のリスクについても指定管理者が負うようにされたい。	ものづくり工場に係る滞納債権は、その大部分が被災を理由に入居しすでに退去・廃業した企業に対するものが大半を占めているため、滞納整理や法的手続等については、指定管理者の業務から外している。 次期公募の際に、当該業務を追加した場合の費用と回収効果、公募時の応募者のリスク及び影響等を検証の上、検討を行う。 (経済観光局)	措 置 方針
<意見-33> 現在、ものづくり工場についてはインセンティブ制度が導入されていないが、滞納債権の管理・回収等の業務に積極的にインセンティブ制度を導入し、民間のノウハウを活用し、滞納債権をより効果的・効率的に回収していくようにされたい。	次期指定管理者の選定にあたっては、インセンティブ制度の導入による滞納債権回収の効果や公募の際の応募者のリスク及び影響等を検証の上、検討を行う。 (経済観光局)	措 置 方針
須磨海浜水族園 <意見-34> 3期目の公募では、応募1者という状況であったが、指定	当該施設は今後、民設民営の方式で再整備を行う方針である。民	他 の 方 法 で 対

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
管理期間を柔軟にすることで、より幅広く応募を募るようにされたい。当施設のように、未来投資等の先行投資を行っていく必要がある場合には、事業計画の内容によっては多額の投資が必要となり、投資回収の期間も長期間に及ぶことから、より指定管理期間を柔軟に設定し、幅広く競争相手を募るようになされたい。	設民営での再整備事業者の公募にあたっては、いただいたご意見を参考に、より幅広く応募を募ることができるように検討を行っていく。（経済観光局）	応
<意見-35> 共同事業体の各構成員の責任について、出資割合に応じて責任を負う規定は、共同事業体内部においては有効であるが、第三者に対しては構成員が連帯して責任を負うことから、連帯責任を負う旨の記載を入れるようになされたい。 共同企業体の構成員の連帯債務については、意見-28参照。	頂いたご意見を踏まえ、平成30年度からの指定管理業務にかかる共同事業体協定書において、連帯して責任を負う旨を明記していただいた。（経済観光局）	措 置 済
神戸国際会議場・神戸国際展示場 <意見-36> 4期目の指定管理の公募の際に、1者が登録辞退をしており、結果として公募1社の形で指定管理に選定されている。これについて、応募団体の辞退理由についての調査を行い、内容を分析し、仕様書の見直しを行う等、次回以降の公募の際に活かしていくようになされたい。	仕様書については、4期目の公募時に、より事業者インセンティブが働くように見直しを行ったが、結果的に公募1社の形となった。これは、MICE誘致といった事業の専門性などから参画可能な企業が少ない上に、公募時の各社の業務上の都合などから辞退されたものと考えられる。今後も公募を行う際には仕様書の見直しを適宜実施していく。（経済観光局）	措 置 方針
神戸市立自然環境活用センター <指摘事項-43> 事業報告として提出される施設管理業務の収支計算書は、収支ゼロとして作成されている。また、施設管理業務の収支計算書とともに提出される自主事業の収支計算書については、経費の区分が適切に行われていない。これは、施設管理業務の支出において、収入を超えた差額分を自主事業の支出として処理してきたことによるが、経費支出については適切に区分を行い、適正な収支計算書を作成すべきである。 また、市においてもモニタリングの際には、経費区分のチェックを行い、適正な収支計算書が作成されるように、指導を行うべきである。	平成30年2月、指定管理者である高和自然環境活用センター管理会に、「施設管理業務にかかる支出が収入を越えた際、自主事業収入の一部を繰入金として、施設管理業務収入に記載するよう」指導した。 市においても、今後報告書を受領する際、適正に作成されているかチェックを行う。（経済観光局）	措 置 済
神戸市立農村環境改善センター <指摘事項-44> 事業報告として提出される収支計算書は、過去数期にわたり収支ゼロとして作成されている。施設の老朽化が進んでいることから、年度末に蛍光灯・電池等の消耗品を購入していることが要因としているが、本来、経費の予算執行は収支ゼロまで無理に行うものではないことから、経費の執行を適切に行い、収支計算書を作成すべきである。 また、市においてもモニタリングの際には、チェックを行い、適切な収支計算書が作成されるように、指導を行うべきである。	平成30年2月、指定管理者に対して、適切な経費執行の上、収支計算書を作成し、精算するよう指導した。 市においても、今後報告書を受領する際、適正に作成されているかチェックを行う。（経済観光局）	措 置 済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
建設局 離宮公園 < 意見-37 > 離宮公園では指定管理が公募から非公募へと変更になったことに伴いインセンティブ制度が廃止されているが、非公募であってもより創意工夫をこらした集客策を実施してもらう仕組みとしてインセンティブを設定することが望ましいと考えられるため、今後導入を検討されたい。	全市の見直し方針を確認のうえ、離宮公園のポテンシャルを引き出すために、より魅力あるインセンティブの設定について指定管理者と協議を行っていく。 (建設局)	措 置 方針
住吉公園及び大和公園テニスコート・駐車場 < 意見-38 > 利用者に対するサービスの向上、行政経費の削減といった指定管理者制度のメリットや趣旨に鑑み、上記のような指定管理者制度の導入効果が明らかに不十分な施設では施設の管理方法の見直し（例えば業務委託への変更等）を適時に、かつ柔軟に検討されたい。	平成 29 年度から管理方法を見直している。（指定管理から業務委託への変更） (建設局)	措 置 済
市立西神中央駅前自転車駐車場 < 意見-39 > 意見-27参照。	特定非営利活動法人や地域団体等については、きめ細かい指導・サポートとして、管理運営の良好な取組み事例の情報を提供したり、また実効性のあるモニタリングとして、月例の業務報告書を詳細に確認したりするなど改善を図った。 また、次回選定時には、具体的に法人内部における駐輪場運営業務の管理統括者の設置等について確認するなど、適切な管理運営能力の把握に努めることとした。 (建設局)	措 置 済
みなと総局 中突堤旅客ターミナル及びポートターミナル < 意見-40 > 神戸市の顔とも言える港の玄関口をより魅力的にすべく、公募時に中突堤旅客ターミナル及びポートターミナルの指定管理者に自主的な創意工夫策の検討を促すとともに、他の団体が指定管理者に応募しない理由を調査し、公募がより競争的となるよう検討されたい。	他都市のターミナルの指定管理状況等を調査し、次回公募時（平成 35 年度）までに、より競争的な公募が行えるよう検討する。 (みなと総局)	措 置 方針
中突堤中央ターミナル（かもめりあ） < 指摘事項-45 > 中突堤中央ターミナルでは今回の非公募のケースを除けば每期指定管理者が入れ替わっており、また第 4 期では第 3 期の共同事業体が引き続き選任されている状況でもあるが、	次回公募時（平成 30 年度）には応募要領を改訂し、共同事業体協定書や引継確認書の提出を求める旨、記載する。(みなと総局)	措 置 方針

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
応募要領の記載漏れにより共同事業体協定書や引継確認書の提出を受けていないため、共同事業体内部での責任や役割分担の確認、及び業務の引継ぎが適正に行われたか否かの確認がとれていない。施設の管理水準を維持するため、応募要領を改訂しこれらの事項を漏れなく確認すべきである。		
神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス <意見-41> 非公募の理由として「市の施策推進の観点から合理的な理由がある場合」との項目を根拠とする場合には、指定管理運用マニュアルに沿って検討を重ね、より具体的な理由を明示されたい。	非公募の理由については以下のとおりである。 <u>1．施設について</u> ・港湾法において、港湾管理者の責務として「港湾労働者の福利厚生を増進するための施設を設置し又は管理すること」が定められている。 ・神戸ポートオアシスは、神戸港にあるすべての福利厚生施設（合計 26 か所）のうち協会本部のある神戸中央港湾労働者福祉センターや神戸港湾労働者福祉センターの機能を集約させる施設となる。 ・神戸ポートオアシスは、神戸港開港 150 年を記念し、港湾労働者にとっての労働環境の改善や福利厚生の向上を図り、合わせて港町神戸の港の玄関口としての賑わいを創出すべく、神戸港の港湾管理者である神戸市が新設する港湾福利厚生施設である。 <u>2．神戸港湾福利厚生協会について</u> ・神戸港湾福利厚生協会は、神戸港の港湾関係者及び港湾労働者により、港湾労働者の福利厚生事業や荷役作業の向上を目的として設立された団体であり、長年にわたり神戸港における港湾関係団体や港湾労働者との信頼関係を築いてきた。 ・また、同協会は市の推進する神戸港の福利厚生事業を熟知しているとの理由から、港湾労働者休憩所の管理運営を昭和 45 年より受託しているほか、港内の港湾福利厚生施設 26 か所も運営しており、港湾関係者が拠出する港湾福利分担金を財源とし、低廉かつ高質なサービスを提供している。	他 の 方 法 で 対 応

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
	・港湾法において港湾管理者の責務として規定されている港湾労働者の福利厚生事業を十分理解した上で、市の施策に沿った運営をすることが可能であるという条件を満たす団体は同協会である。市の推進する神戸港の福利厚生事業を実施拠点となる当該施設において、同協会と港湾管理者である本市とが今後も一体となって実施していくため、公募の例外事由「市の施策推進の観点から合理的な理由がある場合」を適用し、非公募により同協会を指定管理者候補者に選定したものである。 指定管理者の指定については既に一連の手続きを終え、選定理由についても公表済みであるので、今後必要に応じて説明責任を十分に果たしていくとともに、次回選定時はより具体的な理由の明示に努めてまいりたい。 (みなと総局)	
4 , 指定管理者が共同事業体の場合の監査結果 離宮公園 < 指摘事項-46 > 担当者で現金と照合した徴収金明細票には担当者の実施印や確認証跡及び上長の承認印等が残っておらず、適切なチェック及び承認ができていないのか確認できない状況である。 離宮公園の入園料は公園緑化協会が徴収を代行しているものであり、あくまで神戸市の収入である。したがって神戸市と同等の管理手順が求められる。徴収金明細票は入園料の基本的な証憑と言えるため、照合の実施者と上長の承認証跡を明確に残すことが必要である。	平成 30 年 1 月より承認証跡を残すため決裁をするよう改善済み。 (建設局)	措 置 済
< 指摘事項-47 > 神戸市へ提出されている公園緑化協会グループの正味財産増減計算書では共同事業体の構成員である造園協力会の指定管理に係る経費実額が計上されておらず、また管理経費の内訳も示されていないので、作成方法を改めるべきである。	平成 29 年度の収支計算書から改めていく。 (建設局)	措 置 方針
しあわせの村 < 指摘事項-48 > 構成員のうち、(株)グリーンホスピタリティーマネジメント、(株)ウエルネス及び美津濃(株)では、確認証跡や上長の承認印が残されておらず、適切なチェック及び承認ができていないか確認できない状況にある。ヒアリングによると一定の手続きは行われているようであるが、第三者による検	平成 29 年度中に、3 者とも、現預金関係書類について、上長の確認証跡を残せるように様式を改め、複数人による確認の徹底を図った。 (保健福祉局)	措 置 済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
証が可能なように、確認証跡及び承認印を残しておくべきである。		
< 意見-42 > 共同事業体の構成員は利用料収入等を受領した都度、現金受渡機へ入金しているが、一部収納金については、事務所内金庫にて保管した後、金融機関へ入金しているものもあった。 これらについても、他の収納金と同様に現金受渡機を活用するなどの方法により現金取扱いのリスク低減を図るよう努められたい。	意見の対象となっている事業者 2 者に対して、意見の趣旨を説明の上、現金取扱いリスクの低減に向けた検討を行うよう要請し、検討を行う旨の回答を得た。 (保健福祉局)	措 置 済
< 意見-43 > (公財)こうべ市民福祉振興協会は、各構成員から収集した収支計算書や関係書類から、共同事業体の収支計算書を作成している。しあわせの村運営共同事業体では、全構成員が参加して行われる相互監査を開催し相互に質疑等行い、内容を把握するように努めているが、収支計算書の詳細な検証までは行われていない。(公財)こうべ市民福祉振興協会は共同事業体の代表者として、各構成員の収支計算書については、より詳細な検証をローテーション等の方法により行うようにされたい。	しあわせの村運営共同事業体に対して、意見の趣旨を説明の上、より実効性を持つ相互決算監査方法について検討を行うよう要請し、検討を行う旨の回答を得た。 (保健福祉局)	措 置 済
<指摘事項49> 直営施設について、適時にチェックを行うとともに、検討過程を適切に保存すべきである。	現在、「運用マニュアル」上、適宜チェックを行うとともに、検討過程を適切に保存するよう、記載しているのみであることから、概ね何年に一度チェックすべきかなど、チェックのタイミングの基準を検討し、平成 30 年度中に結論を出す予定である。 (行財政局)	措 置 方針